

総合的な国力から安全保障を考える有識者会議運営要領

〔 令和 8 年 4 月 2 7 日
有識者会議座長決定案 〕

総合的な国力から安全保障を考える有識者会議（以下「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 会議において配布された資料は、原則として、各会議の終了後、公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
2. 議事の内容については、各会議の終了後、記者ブリーフを実施する。会議での意見の紹介等を行う際は、原則として、発言者の氏名を伏すものとする。
3. 会議の議事要旨は、発言者の氏名を伏せた形で公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、議事要旨の一部を公表しないものとすることができる。
4. この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。